

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 5 号

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年 9 月天理市条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第 2 項に規定する特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法第46条第 2 項に規定する特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第 3 条 第 1 条の基準は、この条例に定めるもののほか、基準府令（第 2 章を除く。）の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第 4 条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に該当する者があってはならない。

（その他）

第 5 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。